

# 農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - (株)農林漁業成長産業化支援機構の支援による6次産業化推進のための地域ファンドの利便	..... 1
2 - 農業生産法人の設立要件の緩和	..... 1
3 - 中小企業信用保険制度の農業への適用	..... 2
4 - 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加)	..... 2
5 - 農業生産法人も上場できるようにする	..... 3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 10月20日	26年 11月5日	(株)農林漁業成長産業化支援機構の支援による6次産業化推進のための地域ファンドの利便	<p>(具体的内容) 地域ファンド(サブファンド)を通じた投資促進に向け、6次産業化事業体への投資に関する機構の同意要件を明確にするとともに、無限責任組合員の判断を尊重するなど要件を緩和していただきたい。</p> <p>(理由) 「農林漁業成長産業化サブファンド募集要項」では、6次産業化事業体への投資には、機構の事前同意が必須とされている。しかし、サブファンドの無限責任組合員が「農林漁業成長産業化支援機構支援基準」(農林水産省告示第2556号)を満たすと判断した案件であっても、機構の同意が得られないことがある。 「募集要項」には事前同意のプロセスは示されているが、具体的な基準は示されていないため、どのような案件なら同意を得られるのか判然とせず、投資先の選定に苦慮している。 投資案件に対する機構の同意基準を明確化するとともに、地域における6次産業化の推進と地域金融機関によるリスクマネー供給促進の観点から、無限責任組合員の判断を尊重するなど機構の同意基準を緩和していただきたい。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省
2	26年 10月20日	26年 11月5日	農業生産法人の設立要件の緩和	<p>(具体的内容) 企業等の多様な担い手が農業に参入できるよう、農業生産法人の設立要件(出資額や役員数等)を緩和していただきたい。</p> <p>(理由) 農家から直接仕入を行いたい小売業が農業分野へ参入する際、農業生産法人の設立要件には出資額や役員数等に制約があり、障壁となっている。 企業等の多様な担い手が農業に参入することで、地域農業の活性や6次産業化の促進が図られることから、要件を緩和していただきたい。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 10月20日	26年 11月5日	中小企業信用保険制度の農業への適用	<p>(具体的内容) 異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加えていただきたい。</p> <p>(理由) 農業分野は成長分野とされているが、銀行等から農業者への資金供給は、制度上の障害もあって十分なサービスの提供が行えていない。 農業信用保証保険制度は、利用の手続きが煩雑である。また、肥料等を購入するなど運転資金を民間金融機関が融資を行う際には、保証を受けることが難しい。 一方、プロパー融資に対する保証は、中小企業信用保険の方がより簡素な手続きであるため、異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に加えていただきたい。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省 経済産業省
4	26年 10月28日	26年 11月21日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大(中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を追加)	<p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金を調達するための信用補完制度として中小企業信用保険制度を利用することができず、資金調達に支障を来しているケースが見受けられる。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業者にとっては、従来から利用している中小信用信用保険制度の方が申請手続き面において慣れていて利便性が高く、また、農業信用保証保険制度の場合には運転資金への保証対応ができないケースがあり、資金用途によりニーズに沿えない場合がある。政府が掲げる成長戦略において、農林水産業を成長産業にしていくことが喫緊の重点課題の一つとして掲げられている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p> <p>また、平成25年10月18日に日本経済再生本部が決定した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」では、国家戦略特区において商工業とともに農業者についても信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしているが、国家戦略特区に限定せず、全国に範囲を拡大した方が金融円滑化に寄与するものとする。</p>	(一社) 全国信用金庫協会、 信金中央金庫	農林水産省 経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
5	26年 10月31日	26年 11月21日	農業生産法人も上場できるようにする	<p>【提案の具体的内容】 農業生産法人も上場できるようにする。</p> <p>【提案理由】 外部から人材や資金調達し、将来的に上場を果たしたいと考えている生産法人もあるが、農地法上の要件が成長の壁となっている。</p>	(公社) 関西経済連合会	農林水産省